

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		新座市地区まちづくり計画の認定の取消し
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市地区まちづくり推進条例第15条 市長は、協議会が第11条第1項から第3項までの規定により認定を取り消されたときその他規則で定める要件に該当するときは、地区まちづくり計画としての認定を取り消すことができる。この場合においては、第13条第3項及び第4項の規定を準用する。
処 分 基 準	関 係 条 項	<p>新座市地区まちづくり推進条例第11条第1項、第2項 市長は、第8条第2項の規定により認定を受けた協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第8条第2項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 第9条第1項の規定による報告を行わなかったとき。</p> <p>(3) 活動に関し著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>2 市長は、第8条第3項の規定により認定を受けた協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第8条第3項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 第9条第1項の規定による報告を行わなかったとき。</p> <p>(3) 活動に関し著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>新座市地区まちづくり推進条例施行規則第18条 条例第15条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により地区まちづくり計画の認定を受けたとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、地区まちづくり計画の認定を取り消す必要があると市長が認めるとき。</p>
	基 準 (未設定の場合はその理由)	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）